

処 分 基 準

令和3年3月22日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第25条第3項
処 分 概 要：猟銃用火薬類等の消費の許可の取消し
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第25条第1項（消費） 同第50条の2第1項（猟銃用火薬類等の特則）
処 分 基 準： 爆発又は燃焼の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の爆発又は燃焼に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、爆発又は燃焼前に限り、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第三係（078-341-7441 内線3414）
備 考：